

No.	F-29	施設名	桔梗児童館
-----	------	-----	-------

函館市公共施設カルテ

平成30年3月31日現在

I 施設の基本情報									
所在地	桔梗4丁目1番18号			所管部課	子ども未来部次世代育成課				
開設年月日	平成17年4月1日	付属建物	有	地区区分	5 北部地区	避難所	—		
設置根拠	児童福祉法第40条, 函館市桔梗福祉交流センター条例								
設置目的	児童, 高齢者等の健康の増進および教養の向上を図り, ならびに地域における交流の場を提供し, もって児童, 高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。								
運営主体	直営 ( )			指定管理期間					
取得方法	建設(補助・起債)	特記事項	なし						
敷地	土地面積	1,809.04 m <sup>2</sup>	地番	332番23		財産区分	行政財産(公共用)		
	借地面積	0.00 m <sup>2</sup>	貸主	—		借地料(千円/年)	— 千円		
	総面積	1,809.04 m <sup>2</sup>	特記事項	なし					
建物	構造	鉄骨造		階数	地上1階(平屋)		財産区分	行政財産(公共用)	
	延床面積	598.08 m <sup>2</sup>	建築年度	平成16年(築14年)		老朽度	○ 法38年		
	耐震対策	現行基準適合		特記事項	桔梗児童館および桔梗福祉の家の複合施設				
II 運営情報(単位:人, 千円)					III 施設評価				
項目		平成28年度決算		平成29年度決算		評価			
収入	使用料・手数料	8		1		<b>F 統廃合または複合化</b>  <b>今後の施設のあり方</b> 児童の健全育成や健康増進などの場として必要な機能です。 施設の老朽化, 少子化の進行を勘案し, 必要な補修を行いながら, 他の公共施設への移転や統廃合について検討します。 また, 指定管理者制度のモデル導入を行うなど, より効率的な管理運営に努めます。			
	その他	24		21					
	計(A)	32		22					
支出	人件費	3	8,100	3	8,100	<b>参考: 類似施設</b> 市内の各児童館			
	職員	—	—	—	—				
	嘱託	3	8,100	3	8,100				
	臨時	—	—	—	—				
	委託料	1,259		1,478					
	修繕料等	295		68					
	光熱水費等	1,024		1,115					
	指定管理料	—		—					
その他	721		698						
計(B)	11,399		11,459						
収支差(B-A)		11,367		11,437					
利用状況	利用人数	24,086		25,392		特記事項			
	有料	3,341		3,520					
	無料	20,745		21,872					
	稼働日数	294		294					
1日当りの利用者数		81.9		86.4					

**【施 設】**



**【地区区分】**

